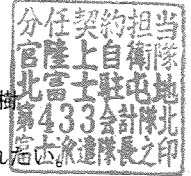


公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北富士駐屯地
第433会計隊北富士派遣隊長 宇田川 正樹



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加され

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
3P9S10B00970		3PZ11A20076 0001				38	
品名 または 件名							
駐屯地非常用発電機保守点検役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
北富士駐屯地			北富士駐屯地業務隊				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
渡邊事務官 内線 3 1 6			令和6年3月29日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

第433会計隊北富士派遣隊 事務室

東部方面会計隊ウェブサイト(<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和5年10月24日（火）14時00分 第433会計隊北富士派遣隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 令和04・05・06年度の全省庁統一資格「役務の提供等」「D等級以上」に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

- ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が入札した場合
- イ 入札者が「暴力団排除に関する誓約事項」若しくは「暴力団排除に関する誓約書」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反することとなった場合
- ウ 入札に関する条件に違反して入札した場合
- エ 入札金額が明瞭でない場合又は入札者の氏名が判別し難い場合
- オ 押印を省略する場合による責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載の無いもの
- カ 電報、電話による入札の場合
- キ 郵便による入札の場合、期日までに到着しなかった入札

(4) 契約書の作成

契約金額 50万円以上は請書、150万円以上については契約書を落札者が作成する。

(5) 違約金に関する事項

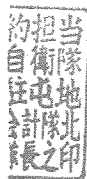
- ア 落札者が契約締結に応じない場合は、見積金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた額の100分の5に相当する金額、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- イ 遅延賠償金：遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1以上を違約金として徴収する。

(6) その他

- ア 入札開始前に、「資格審査結果通知書」の写を提出するものとする。すでに提出している場合は、提出は要しない。
- イ 代表者等の代理人が入札する場合は、入札開始前に「委任状」を提出するものとする。
- ウ 郵便による入札は、会社名、入札日時、件名を明記し、「入札書在中」と朱書した上で、入札前日（前日が土日祝日の場合はその前営業日）17時00分担当者必着で下記の宛先へ郵送するものとする。その際、必ず事前に郵送により入札する旨の連絡を前日（前日が土日祝日の場合はその前営業日）17時までにするものとする。
- エ 入札に参加する場合は、10月19日（木）13時00分までに市場価格調査書を提出（FAX可）するものとする。
- オ 入札参加者は「駐屯地用標準契約書」及び「入札及び契約心得」（東部方面会計隊ウェブサイト(<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikai/eafin/index.html>)又は会計隊事務室で公開）を承諾の上、参加すること。
- カ 入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。承諾している旨として下記の一文を入札書に記載するものとする。
『当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合）は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。』
なお、前記の「暴力団排除に関する誓約事項」による誓約書の提出を拒否する場合については、入札は参加出来ない。
- キ 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、初度応札した者に別途連絡する。。

(7) 入札に関する問い合わせ先

〒401-0511 山梨県南都留郡忍野村忍草3093
陸上自衛隊北富士駐屯地 第433会計隊北富士派遣隊 契約班
担当：神田 電話：0555-84-3135 内線348 FAX448



駐屯地非常用発電機保守点検役務

役務件名	駐屯地非常用発電機保守点検役務		図面番号	1/8
種別	表	紙	縮尺	—
陸上自衛隊北富士駐屯地業務隊				

仕 様 書

- 1 件 名 駐屯地非常用発電機保守点検業務
- 2 役務場所 山梨県南都留郡忍野村忍草3093 陸上自衛隊北富士駐屯地内
- 3 役務概要 非常用発電機保守点検 1式
- 4 一般事項
- (1) 本役務は、本仕様書による他、下記仕様書及び関係法規・メーカー標準仕様を準拠する。

○国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
建築保全業務共通仕様書及び同解説（現行版）

表

(2) 役務に関する共通事項については、下表のとおりとする。

項 目	内 容
1 協 議	本仕様書及び図面に質疑が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。
2 軽微な変更	現場の収まり等により軽微な変更の必要性が生じた場合は、監督官と調整しその稟度指示に従うこと。ただし、請負金額・工期等の変更は、行わないものとする。
3 復旧・補償	役務実施の際、隊員及び部外者等に障害等を与えた場合又は、施設等に損傷を与えた場合は、請負者の責任において復旧及び補償をすること。
4 使用材料	使用材料は仮設材を除き全て新品とし、JIS規格品の適用品を使用すること。また、監督官の検査を受け合格したものを使用する。
5 現場管理	請負業者は現場代理人を指名し、関係法令に基づき現場管理を行い、防災に努めること。また、危険性のある場所には表示等の処理を行う。
6 立 入	役務現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。
7 役 務 写 真	役務写真は、役務の作業前、完成及び作業後隠蔽となる箇所、主要な作業段階の実施状況、使用材料、その他監督官の指示するものを黒板等を使用してサービス版サイズに整理し、1部を提出すること。
8 書類手続等	契約後、速やかに作業実施日を監督官と調整し、工程表等を提出して監督官の承認を受けること。また、その他の役務に必要な申請及び提出書類は、官側の示す規格様式で作成し提出する。
9 秘密厳守	役務実施によって知り得た内容・情報に関して、監督官の許可無く漏洩しないこと。
10 発 生 材	金属類発生材は、関係書類提出後、監督官の指示する場所に集積するものとし、その他の廃棄物については、すべて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき処理すること。 なお、処理完了後、結果を書面（マニフェスト(写)等）にて提出する。
11 後片付け・清掃	役務完了に際して作業現場の後片付け及び清掃を行うこと。
12 電気・水の使用	役務に使用する電気及び水等は請負業者にて準備すること。ただし、試運転等の業務上必要となるものについてはその限りではない。
13 保 証	役務完了後、1年間を保証期間とし、その間に発生した不具合については請負業者の責任により速やかに対処すること。

5 特記事項

- (1) 本役務は、自家用発電設備全般及び点検を実施する非常用発電機に対して、技術的に熟知した専門知識を有する技術者が実施する。
- (2) 図面及び仕様書等において明記なき事項であっても、非常用発電機の運転に必要な事項及び、技術上又は役務の完了に必要なものについては、監督官の指示に従い確実に実施する。
- (3) 仕様書にある項目以外でメーカー仕様の項目が必要な場合は、それに準じて作業を実施する。
- (4) 本役務を実施する非常用発電機等については表1のとおりとする。

表1

場 所	項 目	能 力	数 量	備 考
10号建物 (発電機室)	非常用発電機 交流発電機仕様	製造メーカー (1) 型式 E-AP 開放保護回転界磁突極形 (2) 出力 500KVA (3) 相数 3相 (4) 極数 4 (5) 力率 80% (6) 周波数 50Hz (7) 電圧 6,600V (8) 電流 43.7A (9) 耐熱クラス 155(F) (10) 励磁方式 自動アナログ方式	1 台	
	ディーゼルエンジン 仕様	(1) 形式：ボールドウィッチ TAS16d1ICE (2) 名称：水冷式直列直噴式 (3) シリンダー数 6 (4) 内径×行程 144×165mm (5) 総排気量 16.12L (6) 出力 430KW (7) 回転速度 1,500 min ⁻¹ (8) 過給方式 過給機空気冷却機付 (9) 始動電圧 DC 24V 7KW (10) 冷却水量 60L (11) 潤滑油量 48L (12) 使用燃料 軽油（燃料タンク別置形）		
	その他仕様	(1) 発電機盤 自立型 (2) 蓄電池 別置形（ディーゼル） (3) 塗装色 共通床 緑色5B5/0.5 エンジン 緑色グリーン 発電機 緑色N5 (4) 始動時間 40秒以内 (5) 騒音条件 消音器出口1mにて85dB以下 (6) 防振 共通床に防振ゴム取付 (7) 連続運転 168時間連続運転仕様 (8) 運転条件 非常用 (9) フェーザー送風量 600/738m ³ (50/60Hz) (10) 総質量 約4,400kg		

役務件名	駐屯地非常用発電機保守点検業務	図面番号	2 / 8
種 別	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊北富士駐屯地業務隊			

- 1 非常用発電機の点検項目及び点検内容は、表1による他、「建築物保全業務共通仕様書（自家発電装置）（3.4.1）」を準拠する。
- 2 点検内容は、次による。
「6ヶ月」「1年」

[illegible]

勤務件名	駐屯地非常用発電機保守点検業務	図面番号	4 / 8
種 別	点検要領表①（非常用発電機）	縮 尺	—

陸上自衛隊北富士駐屯地業務隊

点検項目	点検内容	周期
	検する。 (f) 本体の取り付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形にあっては、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 (g) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 (h) 遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検する。また、動作回数を確認する。 (i) 制御回路の断線、端子接続部の緩み等の有無を点検する。 (j) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (k) 開閉特性試験を行う。次の測定又は試験を行い、良否を確認する。 ・閉鎖時間、開鎖時間及び三相不揃い時間 ・最低動作時間 ・引外し自由動作 ・インタローック試験 (l) 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスを注油する (m) 真空ハルプ表面の汚れの有無を点検する。 (n) 真空ハルプに規定電圧を加え、真空中の良否を点検する。 (o) 各機構部のギャップ及び接点ワイプ長を測定し、良否を点検する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 0 Y 0 Y 0 Y 0 Y
3.3.5「制御用変圧器 ・変流器」)	③ 計器用変圧器・変流器は、下記の当該事項による。 (f) 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 (g) 本体の取り付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。 (h) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 (i) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 (j) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (k) 電流ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。 (l) 二次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (m) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y
3.3.7「高圧負荷開閉器」)	④ 高圧負荷開閉器は、下記の当該事項による。 (f) 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 (g) 本体の取り付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形は、出し入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 (h) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 (i) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 (j) 遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検する。また、予備ヒューズの確認を行う。 (k) 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。また、予備ヒューズの確認を行う。 (l) 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y
3.3.11「指示計器 ・保護継電器」)	⑤ 指示計器・保護継電器は、下記の当該事項による。 (f) 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 (g) 本体の取り付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。 (h) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 (i) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 (j) 各指示計器の零点調整を行い、正常に機能していることを確認する。 (k) 保護継電器の故障検出器を動作させて、警報及び故障表示の確認を行う。 (l) シーンケンス試験（インタローック試験及び保護連動試験）を行う。 (m) 保護継電器の動作試験を行う。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y

点検項目	点検内容	周期
3.3.12「低圧開閉器類」)	⑥ 低圧開閉器類は、下記の当該事項による。 (f) 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 (g) 本体の取り付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。 (h) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 (i) 開閉器の開閉動作及び遮断動作の良否を確認する。 (j) 配線用遮断器等の用途名称が正しいことを確認する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y
c. 制御回路部	① 制御電源スイッチ、自動・手動切り替えスイッチ、自動始動制御機器等の操作及び取り付け状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異常音、異常振動等の有無を点検する。 ② 抽機盤は、次による。 ・抽機用電源スイッチ（始動電動機、充電装置、空気圧縮機、室内換気装置、燃料移送ポンプ等）の操作及び取り付け状態の良否並びに汚損、腐食、過熱、異常音、異常振動等の有無を点検する。 ・抽機用遮断器等の用途名称が正しいことを確認する。	6 M 6 M 6 M
6. 補機付原装置類 a. 蓄電池装置 3.3.3「蓄電池」 (外觀等の状況)	① 蓄電池は下記の当該事項による。 (f) 封口部のはがれ、亀裂等の有無を点検する。 (g) 全セルについて電解液の量、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、き裂及び漏液の有無を点検する。また、据置鉛蓄電池（制御弁式）は、蓄電池の交換時期を確認する。 (h) 全セルについて、電解液量を確認する。また、減液管電極の断線、腐食、変形等の有無を点検する。 (i) 架台及び外箱に変形、損傷、腐食等の有無を点検する。 (j) 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、燃損及び腐食の有無を点検する。 (k) 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。 (l) 浮動充電中の電解液比重及び温度測定を次により行い、その良否を確認する。 ・据置鉛蓄電池は全セル（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小形制御弁式鉛蓄電池は電解液比重測定を除く。）について行う。 ・アルカリ蓄電池はバイロットセルのみに行う。 (m) 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後に均等充電を行う。 ② 始動回転試験を行い、消防法で定める駆動ができる容量であることを確認する。	6 M 6 M 6 M 6 M 1 Y 1 Y 6 M 6 M 6 M 6 M
b. 燃料槽	① 燃料タンクの貯油量を油面計により点検し、合わせて油面系の動作の良	6 M

役務件名	駐屯地非常用発電機保守点検役務	図面番号
種 別	点検要領表①（非常用発電機）	縮 尺
		5 / 8
		—

点検項目	点検内容	周期
	否を点検する。また、滑車式油面計は、滑車の動作の円滑性、ワイヤー等の損傷の有無を点検する。 ② 燃料タンク、配管及び各種バルブの状態並びに取付けバルブの異常の有無を点検する。 ③ 燃料タンク用通気金物の引火防止金網の脱落、腐食等の有無を点検する。 ④ 燃料タンクの燃料油の水分含有量について点検する。 ⑤ 燃料タンク内部のさび、損傷等の有無を点検する。 ⑥ 燃料タンクのラスラジの地味状況を点検する。 ⑦ 地下燃料タンクのマンホール内のさびの有無を点検する。	6M 6M 1Y 6Y 6Y 1Y
c. 燃料移送ポンプ	① ポンプ運転用レベルスイッチが正常に作動することを確認する。 ② ポンプの基礎ボルト及び取付けボルトを点検する。 ③ 本体及び軸受部分に異常音、異常振動、異常な温度上昇等の有無を点検する。 ④ 電動機との直結部分又はプーリー間の芯だし及びベルトの張り具合が正常であることを確認する。 ⑤ 軸封部分からの漏油の有無を点検する。	1Y 1Y 1Y 1Y 1Y
d. 冷却水ポンプ	① 圧力計の動作状態の良否を点検し、通成計及び圧力計の数値を確認する。 ② 本体及び軸受部分の異常音、異常振動、温度上昇等の有無を点検する。 ③ 本体と電動機との直結部分が正常であることを確認する。また、軸受部分からの漏水の有無を点検する。 ④ ポンプの共通ベース及び基礎ボルトの損傷、緩み等の有無を点検する。	6M 6M 6M 1Y
e. ラジエータ	① 本体、ファン及びファンベルト等の変形、損傷、緩み、腐食、漏水等の有無を点検する。 ② ラジエータコア外面の汚損の有無を点検する。 ③ 屋外のフード、金網、がら等のさび、損傷、緩み等の有無を点検する。 ④ ラジエータ内部の冷却水の汚れの有無を点検する。	6M 6M 6M 6M
f. 換気装置	① 給排気ファン等の取付け状態、回転部及びベルトに緩み、損傷、亀裂、異常音、異常振動等の有無を点検する。 ② 軸受部の潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等の有無を点検する。	6M 6M
g. 排気装置 イ. 消音器	① 支持金具、緩衝装置等に損傷の有無を点検する。 ② ドレンバルブ又はドレンコックを点検し、水分等を除去する。	6M 1Y
ロ. 排気管	① 排気管と原動機、可燃物、その他の離隔距離を確認する。 ② 排気伸縮管、排気管及び断熱被覆に変形、脱落、損傷並びに亀裂の有無を点検する。 ③ 排気管貫通部の断熱材保護部のめがね石等に変形損傷、脱落及び亀裂の有無を点検する。また、排気伸縮管を配管途中に取付けている場合は貫通部の排気管固定の取付け状態を確認する。 ④ 室外露出部のさび等の有無及び先端部保護網の取付け状態の良否を点検する。	6M 6M 6M 1Y
h. 各種配管	① 配管等の変形、損傷等の有無を点検し、支持金具に緩みがないことを確認する。 ② 配管の取付け部及び接続部からの漏れの有無を点検し、バルブの開閉状態が正常の位置にあることを確認する。 ③ 原動機本体、付属機器及びタンク類との接続部の各種可とう管継手に変形、損傷、漏れ等の有無を点検する。また、ゴム状の可とう管継手を使用している場合は、ひび割れ等のないことを確認する。	6M 6M 6M

点検項目	点検内容	周期
7. 接地低抗	④ 温度弁及び感温部の動作温度が設定値でありであることを確認する。 なお、点検で取外したバックスは交換する。 ⑤ 冷却水系統及び燃料系統の電磁弁の動作状況を点検する。	—6ヶ月— —6ヶ月—
8. 絶縁低抗	① 接地線の断線、腐食等の有無を点検する。 ② 接地線接続部の取付け状態（ボルト、ナットの緩み、損傷等）を点検する。 ③ 各種接地極の接地低抗を測定し、その良否を確認する。	6 M 6 M 1 Y 1 Y
9. 耐震措置	次の機器、回路別に絶縁低抗を測定し、その良否を確認する。 ・発電機関係 ・機器及び機側配線 ・電動機類 ① ストップバー等の偏荷重、溶接部のはがれ等の有無を点検する。 ② 基礎ボルト等の変形、損傷及びナットの緩みの有無を点検し、耐震措置が適正であることを確認する。	6 M 6 M
10. 運転機能 a. 試運転	① 始動タイムスケジュール及びシーケンス（自動動作状況）を確認し、自家発電装置が自動運転待機状態にあることを確認する。 ② 始動前に自家発電装置の周囲温度、電動機の冷却水及び潤滑油温度を測定する。ただし、ガスタービンは、冷却水の温度測定を除く。また、オイルリリング付発電機の場合は、発電機の潤滑油給油口から、内部のオイルリングの作動状況を確認する。 ③ 運転中、次の計器類の指示値が規定値内にあることを確認する。 ・電圧 ・周波数 ・回転速度 ・各部温度 ・各部圧力 ④ 運転中に異常音（不規則音）、異臭、異常振動、異常な発熱、配管等からの漏れの有無を点検する。 ⑤ 保護装置の検出部を短絡又は動作させ、遮断機の遮断、原動機停止の機能、表示及び警報が正常であることを確認する。 ⑥ 自動始動盤の停止スイッチ（復電と同じ状態）による停止試験を行う。ただし、自動停止ができなものは、機側手動停止装置により行う。 ⑦ 試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。	6 M 6 M 6 M 6 M 6 M
b. 保護装置	保護装置の検出部の動作を実動作又は模擬動作で試験し、動作値が設定値どおりであることを確認する。	—6ヶ月—
c. 実負荷運転	① 発電機の定格出力の30%以上の負荷において、次の測定を行い、その適否を確認する。 ・発電機の出力、電圧、各相電流、周波数、電力屋及び電機予備受の温度 ・ディーゼル機関及びガス機関の潤滑油、冷却水、排気ガス並びに給気の圧力又は温度 ・原動機の回転速度	1 Y

勤務件名	駐屯地非常用発電機保守点検勤務	図面番号	6 / 8
種 別	点検要領表①（非常用発電機）	縮 尺	—

陸上自衛隊北富士駐屯地業務隊

点検項目	点検内容	周 期
11. 予備品等	・燃料消費量 ・振動（共通台板上の上下方向、軸方向及び軸と直角の水平方向の両振幅） ・背圧測定（ディーゼル機関及びガス機関の排気出口部） ② 発電機室内又はキュービクル内の給気及び排気の状態を点検し、所定の温度上昇の範囲内にあることを確認する。	1 Y
	③ 運転中に油漏れ、異音、異常音、異常振動、異常な発熱及び排気色の異常の有無を点検する。	1 Y
	④ 運転中に原動機出口より、消音器、建物等の外部に至るまでの排気系統からの排気ガス漏れの有無を点検する。	1 Y
	⑤ 吸地道界線において騒音測定を行う。	1 Y
	⑥ 発電機停止後、電機子及び軸受けの温度を測定する。	1 Y
	⑦ 試験終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。	1 Y
	① 製造者標準の予備品がそろっていることを確認する。	6 M
	② 設置時の完成図書、特に回路図が保管されていることを確認する。	6 M
	③ 保守工具及び取扱説明書が備えてあることを確認する。	6 M

役務件名	駐屯地非常用発電機保守点検役務	図面番号	7 / 8
種 別	点検要領表①（非常用発電機）	縮 尺	—
陸上自衛隊北富士駐屯地業務隊			

点検要領表②（非常用発電機）

1 非常用発電機の自主点検項目及び点検内容は、表2による。

2 点検周期は、次による。
「6ヶ月点検」「1年点検」

表2

区分・点検部	点検作業項目	備考
自家発電装置	設置状況 (1) 周囲の状況点検 (可燃物の放置等) (2) 車入室、キュービクル破損等点検 (3) 水の浸透、漏れ等の有無点検 (4) 換気設備等の有無点検 (5) 標識、表示等の適正点検 (6) アンカーボルト等の防振装置適正点検 (7) 予備品及び回路図等の備付状況点検 (8) 燃料油及び潤滑油の漏油の有無点検 (9) 冷却水量及び漏水の有無点検	
発電機	(1) 外観上での変形及び損傷等の有無点検 (2) 巻線部及び導電部の目視点検	
制御装置	(1) 各制御機器の機能点検 (2) 操作スイッチ・ブレーカー類の破損点検 (3) 各電源表示灯の点灯状況点検 (4) 各リレー・ヒューズ類の機能点検 (5) 各端子等の増し締め点検	
主遮断機	(1) 外観上での変形及び損傷等の有無点検 (2) 緊急時のトリップ及び遮断点検	
計器類	外観上での損傷等、指示値の適正点検	
配線	外観上での変形及び損傷等の有無点検	
結線接続	各端子での変形及び損傷、位置適正点検	
接地	接続部の変形及び損傷等の有無点検	
絶縁	各部絶縁抵抗値測定	
保護継電器	外観上での損傷等、指示値の適正点検	
潤滑油系統	(1) 油量及びオイルフィルターの点検、交換 (2) 経年劣化及び汚損状態点検	
潤滑油コシ器	外観上での変形及び漏油等の有無点検	
潤滑油冷却器	外観上での変形及び漏油等の有無点検	
潤滑油配管	外観上での変形及び漏油等の有無点検	
燃料油	(1) 使用燃料油 (軽油) の適正点検 (2) 油量及びオイルフィルターの点検、オイルフィルターの交換 (3) 経年劣化及び汚損状態点検	
燃料油タンク	(1) 周囲の状況点検 (可燃物の放置等) (2) 外観上での変形及び漏油等の有無点検 (3) 標識、表示等の適正点検 (4) ドレン抜き	
燃料油コシ器	外観上での変形及び漏油等の有無点検	
燃料油噴射ポンプ	(1) 外観上での変形及び漏油等の有無点検 (2) 動作確認点検	
燃料油配管	外観上での変形及び漏油等の有無点検	

区分・点検部	点検作業項目	備考
冷却水系統	(1) 使用冷却水の適正点検 (2) 水量点検、交換 (3) 凍結温度測定 (4) 経年劣化及び汚損状態点検	
ラジエター	(1) 外観上での変形及び漏水等の有無点検 (2) 内部コア等の発錆状況点検 (3) 冷却ファン等の起動確認点検	
サーモスタット	ケーシングの変形及び漏水等の有無点検	
冷却水ポンプ	外観上での変形及び漏油等の有無点検	
Vベルト	外観上での変形及び漏油等の有無点検	
冷却水配管	(1) 外観上での変形及び地み等の有無点検 (2) ゴムホース類の劣化及び亀裂等無点検	
エアフィルタ	経年劣化及び汚損状態点検	
過給機	外観上での変形及び漏油等の有無点検	
消音機	(1) 外観上での変形及び漏煙等の有無点検 (2) ドレン抜き	
排気管・煙道	(1) 外観上での変形及び漏煙等の有無点検 (2) 排気部の周囲の状況点検	
蓄電池充電装置	(1) 外観上での変形及び損傷等の有無点検 (2) 充電電圧、電流測定	
蓄電池	(1) 外観上での変形及び損傷等の有無点検 (2) 各セル電圧、比重、温度、内部抵抗測定 (3) 各セル端子部の増し締め点検	
セルモーター	外観上での変形及び損傷等の有無点検	
冷却水ヒーター	外観上での変形及び損傷等の有無点検	
ブライミングポンプ	(1) 外観上での変形及び損傷等の有無点検 (2) 動作確認点検	
無負荷運転	(1) シーケンス等の適正点検 (2) 各計器指示値の適正・測定点検 (3) 換気装置の連動動作点検	
その他	(1) 振動計測 (2) 吸排気弁点検、増し締め、隙間調整 (3) 燃料噴射時期点検 (4) 各種バルブの開閉状況	

役務件名	駐屯地非常用発電機保守点検役務	図面番号	8 / 8
種 別	点検要領表②（非常用発電機）	縮 尺	—
陸上自衛隊北富士駐屯地業務隊			

2023/10/10

市場価格調査票依頼書

業者各位

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お忙しいところ大変恐れ入りますが、価格調査にご協力をお願い致します。

本紙にご記入の上、**10月19日** 13時までにFAXにて

ご返信頂きますようお願い申し上げます。

(回答要領)

- ① 品物等にかかる諸経費込みの一式金額をご記入下さい
(細部内訳が分かる見積書等がありましたら
随意の様式で結構ですので提出をお願いします。)
- ② 消費税を含まない税抜き金額をご記入下さい。
- ③ その他必要な項目がありました場合は、空欄又は余白
にご記入下さい。

〒401-0511

山梨県南都留郡忍野村忍草3093

陸上自衛隊北富士駐屯地

第433会計隊北富士派遣隊 契約班

神田

TEL: 0555-84-3135内線 348

FAX: 0555-84-3135(内448)

市場価格調査票(回答)

↓該当に○印をお願い致します。

全省庁統一参加資格(物品の販売 関東・甲信越地域) : 保有 ・ 無

10月24日14:00 入札

駐屯地非常用発電
機保守点検役務

参加予定 : 参加 (郵便・置き札

・会場直接参加) ・不参加

本紙と一緒に全省庁統一資格(入札
格付け参加資格)の写しもFAX願ひ
ます。(本年度1度も提出してない場合)

(住所・会社名・代表者名)(捺印不要です)

(ご担当者:

(ご連絡先:

決定方法:総額決定

履行期限(納期): 令和6年3月29日

履行場所(納地): 北富士駐屯地

品名	規格	単位	数量	単価(消費 税抜き)	金額(消費税 抜き)
駐屯地非常用発電機 保守点検役務	仕様書のとおり	式	1		

郵便による入札は、会社名、入札日時、件名を明記し、「入札書在中」と朱書した上で、入札前営業日17時00分担当者必着で郵送下さい。

事前に郵便入札する旨の連絡を前日(前日が土日祝日の場合はその前営業日)17時までにお願い致します。

担当:神田

入札書
見積書

金額¥ (税抜)

品名	規格	単位	数量	単価(税抜)	金額(税抜)
駐屯地非常用発電機保守 点検役務	仕様書のとおり	式	1		
					ー以下余白ー
納入場所	北富士駐屯地		納期	令和6年3月29日	
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条
項等を承諾のうえ入札見積いたします。
また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」
に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊北富士駐屯地
第433会計隊北富士派遣隊長 宇田川 正樹 殿

住 所
会 社 名
代表者名
代表者連絡先

担当者名
連 絡 先